

令和6年度

介護等体験の説明

★中学校教員免許取得者は必須★

令和6年度は代替措置で実施

令和6年度は、代替措置の内容「(1) 大学等において、令和6年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上取得した者」を適用し、**教育学部の「発達障害・重複障害概論B(後期・オンデマンド)」の単位取得を持って介護等体験の代替とします。**

※「発達障害・重複障害概論A」は教育学部専用です。教育学部以外はBを受講します。

参考資料 1

小・中学校の教員免許状取得に必要な介護等体験の代替措置について

- 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小中学校の教員免許状授与の要件として、7日間の介護等体験（特別支援学校、老人福祉施設、障害者支援施設等）が必須とされている。
- 令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験を予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験を行うことが困難な者であって、以下いずれかの代替措置を受けた者の介護等体験を免除する（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部改正及び文部科学大臣決定）。※学年を問わず対象

<代替措置の内容>

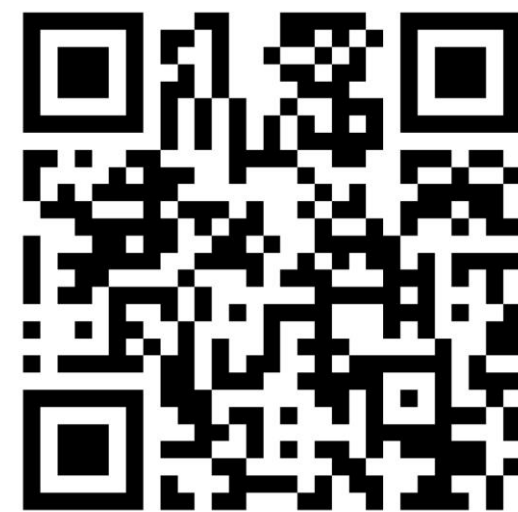
- (1) 大学等において、令和6年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者
- (2) 令和6年度までに、医療関係職種等~~の養成施設に指定されている~~大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者
- (3) 令和6年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習演習科目の単位を1単位以上修得した者
- (4) 在学する大学等において、令和6年度までに(独)国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目(※3)に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置(※4)を受けた者
- (5) 令和6年度までに、(独)国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目(※3)のうち1科目以上の履修の認定を受けた者
- (6) 免許法認定通信教育において、令和6年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者
- (7) 令和4年度までに、インターネット型等の免許状更新講習で介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した講習の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者(※5)

- ※1：「大学等」とは、小学校又は中学校の教職課程を置く大学・教員養成機関を指す
 ※2：介護等体験を免除されている看護師、社会福祉士、理学療法士等の9つの職種等
 ※3：視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目
 ※4：学修成果を教職にどう生かすか等をレポートで1,200-1,600字程度記述し確認を受ける
 ※5：免許更新制の解消に伴い、令和4年6月30日までに受講した者のみ対象

● 詳細は夏にメールで通知

講義の概要はシラバスからも確認できますが、教育学部以外の学生は、内容がやや異なります。履修登録に関する詳細な説明は夏（8月～9月頃）にメールで通知しますので、介護等体験（代替措置）の参加希望者は👉のQRコードからメールアドレス等登録を行ってください。

令和6年度 介護等体験の希望登録



<https://forms.office.com/r/SRqPsDvz>

● 介護等体験に関する質問・相談は横嶋へ

「発達障害・重複障害概論B」の講義は教育学部教員のオムニバスで行われますが、教育学部以外の学生の介護等体験に関する質問・相談は、必ず教職支援センターの横嶋まで連絡をしてください。

**** 横嶋のメールアドレス ****
t_yoko-shinshu-u.ac.jp

連絡先はシラバスにも書いてあります

あるいは「横嶋 信州大学」で検索すれば出てきます